

自然科学研究機構基礎生物学研究所超階層生物学センター規則

令和4年4月1日
基研規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第37条第2項の規定に基づき設置された自然科学研究機構基礎生物学研究所超階層生物学センター（以下「センター」という。）の組織運営について自然科学研究機構基礎生物学研究所規則（平成16年基研規則第1号）第3条の規定により定めるものである。

(設置目的)

第2条 センターは、遺伝子から個体群に至る様々な階層を超えた統合的な解析による世界を先導する独創的な生物学研究を行うことを目的とし、基礎生物学研究所（以下「研究所」という。）内外の研究者の利用に供するものとする。

(職員)

第3条 センターに次の職員を置く。

- 一 センター長
- 二 研究教育職員
- 三 年俸制職員
- 四 その他必要な職員

(センター長)

第4条 センター長は、研究所の教授をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(室)

第5条 センターに、次に掲げる室を置く。

- 一 超階層生物学共同利用推進室
- 二 トランスオミクス解析室
- 三 バイオイメージング解析室
- 四 データ統合解析室
- 五 新規モデル生物開発室
- 六 モデル生物研究支援室
- 七 AI 解析室
- 八 生物社会学解析室

(室長)

第6条 前条に掲げる室に室長を置き、第3条第1項第2号及び第3号の職員をもって充てる。

2 室長は、センター長を助け、当該室の業務を掌理する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 次の規則は廃止する。

- 一 自然科学研究機構基礎生物学研究所モデル生物研究センター規則（平成22年基研規則第4号）

二　自然科学研究機構基礎生物学研究所生物機能解析センター規則（平成22年基研規則第5号）

三　自然科学研究機構基礎生物学研究所新規モデル生物開発センター規則（平成26年基研規則第4号）

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。